

ボートレース徳山 施設運用基本構想策定業務 仕様書

1 業務名

ボートレース徳山施設運用基本構想策定業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 本業務の趣旨

周南市徳山モーターボート競走場は、西スタンド（平成11年竣工）、中央スタンド（平成29年竣工）、東スタンド（昭和55年竣工）の3つの観覧エリアと外向発売所すなっちゃ徳山（平成22年竣工）、事務所棟・競技棟・選手管理棟（平成3年竣工）の競技エリアで構成されている。

東、西スタンドの設計当時は本場売上の割合も大きく、来場者も非常に多かったことから、舟券購入のために来場するファンの利便性を第一とし、投票・観戦エリアを建物内に最大限確保するよう設計されている。

しかし近年の電話投票等の普及により、本場来場者は減少傾向であり、入場者に対して施設の設備等が過剰であるという問題が生じている。現在は効率的な運用のため、SGレース以外は西及び、中央スタンドで運営をし、また、スタンドの閉鎖時間を早めるなどの対策を行っているところである。また、本年度競技エリアの3棟については、大規模な施設改修を行ったが、観覧エリアについては、未着手となっている

業界内では、こうした時代の流れで持て余すようになった施設や遊休スペースを地域貢献等に活用することを目指しており、子育て世代を中心とした来場増加に取り組み、レース場のパーク化を目指すようになってきた。

当场においても令和4年度に「施設の在り方検討会」を実施し、場のあるべき方向性を検討、その結果を受け令和8～9年度にかけ東スタンド周辺の遊休スペースを活用し、来場者増加・地域貢献に資する新たな施設整備を行うこととしているが、メインの観客スペースである西スタンド、中央スタンドについても、今後の利活用方法について検討しているところである。

当场の施設・設備を有効に利活用していくため、下記4の主要な取り組みの実現性の評価・検証を行うことを目的に、施設の基本コンセプト、動線整理、空間環境等の提案、資料作成等の業務を委託するものである。

4 施設の在り方の検討に基づき必要と考えられる主要な取り組み

周南市ボートレース事業局（以下「当局」という。）における、施設の在り方の検討に基づき、必要と考える主要な取り組みは以下のとおりである。（施設概要等は仕様書別紙のとおり）

- ・ボートレースパーク化（屋内型遊戯施設完成）に伴う新たな利用者層に対応する快適性及び施設イメージの向上
- ・新築予定の屋内型遊戯施設及び外向発売所を含めた来場者の動線の整理
- ・新規ファン（若年層、ファミリー層、女性）の獲得のための快適性および施設イメージの向上
- ・老朽化、陳腐化した既設設備の改修（西スタンド指定席、一般席、中央スタンド一般席等）
- ・既存施設における利便性の向上（中央スタンド観客ステージ及び控室等）
- ・ユニバーサルデザインの推進

5 業務内容

(1) 現状と課題の整理

- ・施設の現状と課題について、他場の事例調査等を踏まえた整理を行う。

(2) 基本コンセプト、動線、空間環境等にかかる提案

- ・施設の現地調査および当局の意向聴取後、施設の活用・整備に向けた基本コンセプト、各エリアの動線、空間環境等にかかる提案を行い、当局との協議を踏まえ、成果物を提出する。

(3) 概算工事費の算出および概略工程の作成

- ・上記(2)に基づく改修に要する工事費について、他施設の事例を参考に概算工事費の算出と、概略工程を作成する。

6 打ち合せおよび記録

(1) 業務実施にあたっては、十分に当局と協議、調整し進めること。

(2) 業務に関する打ち合せの結果はその都度記録し、速やかに当局に提出すること。

(3) 打ち合わせは概ね10回程度を想定する。なお、必要に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

7 検査

業務が終了したときは、成果報告書および成果物を提出し、当局の検査を受けなければならない。

8 成果物の提出

次の資料を、当局が指定する期限までに提出すること。なお、当局が本業務に基づき、依頼した成果物にかかる著作物は当局に帰属するものとする。

(1) 本場の現状分析をまとめた資料

(2) 基本コンセプト、動線整理、空間環境、イメージ図等の資料

(3) 概算工事費および概略工程にかかる資料

(4) 上記(1)～(4)をまとめた概要版

(5) その他業務において当局との協議に基づき作成した資料

※各資料ともカラーで20部(A3版)を提出とする。

※データはDVD等の媒体により提出とする。

9 留意事項

(1) 著作権、著作隣接権等の使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理の必要のない素材、あるいは必要な書類手続きを行った素材を利用する。

(2) 特記事項

- ・関係団体、事業者との調整、協議等を行う場合は、当局と協議、調整のうえ、受託者の責任において行うこと。

- ・その他仕様書に記載されていない事項であっても、本委託業務を達成するために必要な軽微な事項については、当局の指示に従い受託者の責任において行うこと。

- ・本業務の完了後であっても、成果物に疑義が生じた場合における当局からの照会については、誠意をもって対応すること。

- ・その他特に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議し対処するものとする。